

バーゼル 時代の金融行政の課題

金融庁 白川俊介

1 バーゼル が求められた背景

1988年にバーゼル委員会で合意された現行 BIS 規制は、比較的簡素なアプローチで銀行の健全性規制の国際標準となったが、近年の金融業の複雑化・高度化やリスク管理技術の進歩の前に、その画一性から来る弊害も目立つようになった。また、規制のあり方については、1996年の市場リスク規制導入の頃から内部管理手法との整合性が問われるようになった他、市場規律の重要性を指摘する声も高まっていた。

2 バーゼル による自己資本比率規制の進化

こうした声を受け、バーゼル委員会は1998年から BIS 規制の見直し作業に着手し、規制対象リスクをオペレーショナル・リスク等に拡大することに加え、銀行内部のリスク管理手法をできる限り活用する方向で規制の精緻化を図ることとなった。その結果、先進的な手法を採用する銀行における自己資本比率計算式の分母は、資産額をベースとしたものから銀行の内部データに基づき計測されるリスク量そのもの（ $\times 12.5$ ）に変質する。これにより、現行 BIS 規制に対する根強い批判の1つである「8%」の恣意性は、（理論的に）排除されることになる。さらに、バーゼル では、銀行自身による自己管理（第2の柱）とディスクロージャーの拡大を通じた市場規律（第3の柱）が規制体系に組み込まれ、当局管理型の監督からの脱皮が企図されている。

3 我が国におけるバーゼル 実施上の課題

バーゼル を我が国で実施するに当たっては、邦銀全般についてリスク管理の高度化が求められることに加え、当局サイドにおいても先進的な手法の検証技術をはじめとして課題が多い。特に、事後チェック型行政という枠の中で、将来銀行に生じうるリスク量の計測の正確性をどのように検証するのか、という問題意識は、検査と監督の連携強化を含め、我が国金融行政のあり方全般を見直す契機になりうる。また、第2の柱は、個々の銀行のリスク・プロファイルによっては、当局が第1の柱で要求される最低水準を越える自己資本を求めることを想定しており、我が国において、これを早期是正措置との関係でどのように整理し、運用すべきかが重要な論点となる。

4 バーゼル の普遍性と限界

バーゼル は、金融機関の内部管理手法の要素を規制に取り入れ、統合リスク管理の考え方と親和性が高い枠組みとなっている。このため、金融機関に将来生じうるリスクを把握し、管理するための共通言語として、国境や業態を越えて発展する可能性がある。この潮流は、既に企業に生じたことを記述する言語としての会計基準にコンバージェンスの動きが見られることと相まって、コングロマリット規制のあり方にも影響を与えている。他方、バーゼルの複雑性については批判もあり、適用対象金融機関を絞るべきとの考え方がある。なお、今回は分母（リスクアセット）の見直しに限られていたため、分子（自己資本）の見直しが次の課題として残されている。